

## 先進事例 3 市の条文（子どもの参加・意見表明関係抜粋）

### 【士別市子どもの権利に関する条例】

（意見表明や参加の促進）

第 18 条 市は、子どもがまちづくりなど市の政策に意見を表明し、参加する機会を提供します。

2 市は、子どもが地域における活動に参加する機会を促進するよう、その方策を普及します。

3 育ち学ぶ施設の関係者は、施設の行事、運営等について、子ども、保護者などの参加を促し、意見を述べる機会を提供します。

4 育ち学ぶ施設の関係者は、子どもの意見表明や参加を推進するために、子どもが主体的に活動できるよう支援します。

### 【川崎市子どもの権利に関する条例】

#### 第 4 章 子どもの参加

（子どもの参加の促進）

第 29 条 市は、子どもが市政等について市民として意見を表明する機会、育ち・学ぶ施設その他活動の拠点となる場でその運営等について構成員として意見を表明する機会又は地域における文化・スポーツ活動に参加する機会を諸施策において保障することが大切であることを考慮して、子どもの参加を促進し、又はその方策の普及に努めるものとする。

（子ども会議）

第 30 条 市長は、市政について、子どもの意見を求めるため、川崎市子ども会議（以下「子ども会議」という。）を開催する。

2 子ども会議は、子どもの自主的及び自発的な取組により運営されるものとする。

3 子ども会議は、その主体である子どもが定める方法により、子どもの総意としての意見等をまとめ、市長に提出することができる。

4 市長その他の執行機関は、前項の規定により提出された意見等を尊重するものとする。

5 市長その他の執行機関は、子ども会議にあらゆる子どもの参加が促進され、その会議が円滑に運営されるよう必要な支援を行うものとする。

（参加活動の拠点づくり）

第 31 条 市は、子どもの自主的及び自発的な参加活動を支援するため、子どもが子どもだけで自由に安心して集うことができる拠点づくりに努めるものとする。

（自治的活動の奨励）

第 32 条 施設設置管理者は、その構成員としての子どもの自治的な活動を奨励し、支援するよう努めなければならない。

2 前項の自治的な活動による子どもの意見等については、育ち・学ぶ施設の運営について配慮されるよう努めなければならない。

**(より開かれた育ち・学ぶ施設)**

**第 33 条** 施設設置管理者は、子ども、その親等その他地域の住民にとってより開かれた育ち・学ぶ施設を目指すため、それらの者に育ち・学ぶ施設における運営等の説明等を行い、それらの者及び育ち・学ぶ施設の職員とともに育ち・学ぶ施設を支え合うため、定期的に話し合う場を設けるよう努めなければならない。

**(市の施設の設置及び運営に関する子どもの意見)**

**第 34 条** 市は、子どもの利用を目的とした市の施設の設置及び運営に関し、子どもの参加の方法等について配慮し、子どもの意見を聴くよう努めるものとする。

**【武蔵野市子どもの権利条例】**

**(子どもの意見表明)**

**第 17 条** 子どもは、自由に自分の意見を表明することができます。

- 2 子どもは、意見を表明したことによる不利益を受けません。
- 3 子どもは、自分の意見と同じように、他の人の意見を大切にし、尊重します。
- 4 市、市民および育ち学ぶ施設の関係者は、子どもが意見を表明し表明しやすい環境の整備に努めます。
- 5 市、市民および育ち学ぶ施設の関係者は、年齢、発達などの理由によって、自分でうまく意思を伝えられない子どもに対して、その意思をくみ取り、必要に応じて子どもの意見を代弁するよう努めます。
- 6 市、市民および育ち学ぶ施設の関係者は、子どもに関係のあること関係のあることを決めるときは子どもの意見を聴き、その意見を尊重し、子どもの最善の利益が優先されるよう考慮します。
- 7 市は、子どもの意見の表明が促進されるよう、子どもの意見の表明を支援する人材の育成に努めます。

**(子どもの参加)**

**第 18 条** 子どもは、市民の一員として、市のまちづくりに参加することができます。

- 2 市は、子どもに関する施策と計画の決定、これらの実施結果の評価などを行うときはおとなと同じように子どもにも市民として意見を表明できる機会を設けるよう努めます。
- 3 市は、子どもが市政に対して意見を表明し自ら施策の実現に関わるための多様な仕組みづくりを推進します。
- 4 市民と育ち学ぶ施設の関係者は、子どもの多様な社会参加に協力するよう努めます。
- 5 市は、子どもが社会参加の楽しさを味わうことができるよう、子どもの社会参加を促進するための人材の育成に努めます。
- 6 育ち学ぶ施設の関係者は、当該施設の運営と活動に子どもの意見を取り入れることまたは子どもが参加または子どもが参加することもしくは決定に関わることができるよう努めます。
- 7 市は、子どもの利用する公共施設について、その運営に子どもの意見が取り入れられ、または参加できる仕組みづくりに努めます。